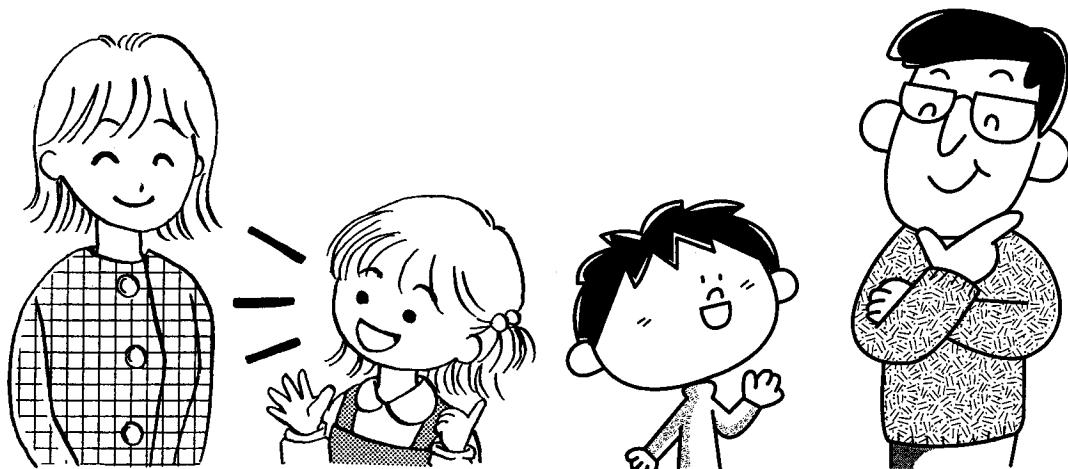


橋本市協働の基本指針

～市民と行政職員のための協働推進ガイドライン～



橋本市

■ はじめに

これまで社会における公のサービスの提供は、行政と企業・民間事業者でそのほとんどを担ってきました。このため公共的な領域は、概ね行政が対応するといった意識が市民にも行政にもあり、本市においてもそのすべてを平等な視点で行政側が努めてきました。

しかし、近年の少子高齢化や環境問題など大きな社会状況の変化の中で、多様化・高度化する市民ニーズに対して、常に公平性・中立性を求められる行政が、そのすべてに対応できるのかなどが問われるようになりました。

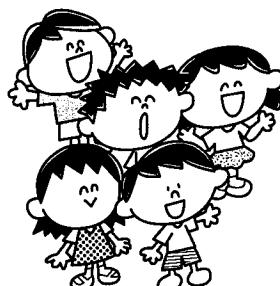
一方、こうした社会情勢の中で、市民自らが地域の課題に取り組もうとする動きが活発化しています。この市民による自発的な活動は、福祉、環境、防災、教育などさまざまな分野で展開され、まちづくりに対する市民の意識も高まってきています。活動形態においても、個人によるボランティア^{*1}から組織的に取り組むグループ活動、法人格を取得したNPO^{*2}などさまざまです。

この時代潮流を踏まえ、市民と行政が互いに持つ資源を出し合い、一緒になってまちづくりに取り組むこと、すなわち行政主導型から協働型へ、運営方法を転換する必要があると考えられます。そのためには、まず行政の積極的な情報提供により透明性の確保や説明責任を果たすとともに活動の領域を見直し、市民参加・参画の場を拡充するなど、市民と連携した公共サービスの提供が求められます。

このような観点から、本市が平成20年3月に策定した長期総合計画においても「市民の力が活きるまちづくり」を基本施策に掲げています。

そこで、このたび市民と行政が良きパートナーとなり「協働」を一つの手法としてまちづくりを行うことを推進するため、橋本市協働の指針策定検討会を設置し、「協働」に対する市の基本的な考え方を示す指針を策定しました。

この『橋本市協働の基本指針』は、市民と行政がともに地域社会を支えるもの同士として、地域課題の解決などに連携して取り組み、橋本市らしい地域コミュニティ^{*3}を形成することを目的とし、「市民と行政の協働のあり方」と「協働を推進するための方向性」を示すものです。



*1 ボランティアとは、自発的な意思に基づいて、営利を目的とせず社会に貢献する活動を行う個人

*2 NPOとはNon-Profit Organizationの略。営利を目的としない民間組織と訳され、法人格の有無に関わらず不特定多数の利益の増進を目的として、社会のためになるいろいろな活動を行っている市民活動団体

*3 地域コミュニティとは、地域の人々が自主性と自らの責任において住み良い地域づくりを行う共同体

目次

■ はじめに

第1章 市民協働のあり方について～市民参画型のまちづくりを目指して～

1. 指針の策定にあたって·····	1
(1) 協働とは	
(2) 市民協働の領域	
(3) 今、なぜ協働が必要なのか	
2. 協働に期待される効果·····	7
(1) 市民個人のメリット	
(2) 区・自治会のメリット	
(3) 市民公益活動団体のメリット	
(4) 企業、民間事業者及びその他の団体のメリット	
(5) 行政のメリット	
3. 橋本市の協働の現状と課題·····	8
(1) 協働の現状	
(2) 協働への課題	
4. 協働の3原則·····	10
(1) 自主・自立・対等・補完の原則	
(2) 相互理解・目的共有の原則	
(3) 公正・公平・公開の原則	

第2章 協働事業の進め方について～市民と行政が協働を実践するために～

1. 協働事業の導入について·····	11
(1) 協働にふさわしい主な事業	
(2) 行政が直接行うべき主な業務	
2. 協働事業の形態·····	11
(1) 企画立案段階の協働	
(2) 事業実施段階の協働	
3. 協働事業への視点·····	14
4. 協働を進めるための役割·····	14
(1) 市民個人の役割	
(2) 区・自治会の役割	
(3) 市民公益活動団体の役割	
(4) 企業、民間事業者及びその他の団体の役割	
(5) 行政の役割	
5. 協働への実務·····	16
(1) 既存事業の見直し	
(2) 選定方法の検討	
(3) 契約システムの研究	
(4) 広報紙、ホームページへの掲載	

第3章 具体的な推進施策について～市民に開かれたまちづくりに向けて～

1.	パブリックコメント制度の活用	17
2.	市民提案公募型事業の導入の検討	17
3.	公募型補助金制度の創設の検討	17
4.	指定管理者制度の活用	17
5.	市民公益活動の基盤づくり	18
(1)	市民公益活動の啓発	
(2)	情報の収集と提供	
(3)	人材の育成	
(4)	資金確保への支援	
(5)	活動の拠点づくり	
(6)	ネットワークの促進	
6.	評価方法の検討	19
7.	協働推進体制の構築	20
(1)	全庁的な推進体制づくり	
(2)	協働推進員の設置	
(3)	府外組織との連携	

第4章 新たな市民協働について～市民の力が活きるまちづくりへ～

1.	新たな一歩を踏み出すために	21
(1)	新しい市民協働の推進	
(2)	市民相互の協働の推進	
(3)	相互尊重の再確認	
2.	双赢の関係を	22
3.	新しい地域コミュニティの形成へ	22
(1)	市民協働のルールづくり	
(2)	市民協働の定着化のために	

■ おわりに

- 資料**
- 橋本市協働の基本指針 策定経過
 - 橋本市協働の指針策定検討会 設置要項
 - 橋本市協働の指針策定検討会 名簿

第1章 市民協働のあり方について

～市民参画型のまちづくりを目指して～

1. 指針の策定にあたって

平成18年3月1日、橋本市と高野口町が合併して新「橋本市」が誕生しました。それと同時にボランティアやNPOをはじめとした「協働」を進めるための新しい行政窓口として「総務部市民安全課市民協働係」が設けられました。

市民協働と聞いて、市民と行政が協力し合って仕事をすることを連想される方が多いかと思います。団体の代表者が委員を務める各種委員会や、イベントなどの実行委員会は市民協働の一つの形態ですが、これに限らず多くの市民が日常的にさまざまな協働を担っています。

例えば、区・自治会の防犯パトロールや自主防災組織の活動、市民団体・PTAによる街角見守り隊など、地域の課題を市民相互の協力で解決する活動も協働の一つの形態といえます。一方、行政はこうした自発的な活動に対し、市民だけでは対応できない部分を補完的に支援することが求められています。

この指針は、普段の立場や活動が異なる主体が協力・連携し、人や地域に貢献するために協働の仕組みや基本的なルールを示し、協働の理解や認識を深めていただくためのものです。

なお、本指針については、今後の市民ニーズや市民公益活動^{※4}の進捗状況と合わせて必要な見直しを行うものとします。

(1) 協働とは

現在、「協働」には多様な意味が込められ、さまざまな場面で使用されていますが、概ね次のとおり定義付けられています。

協働・・・異なる環境にある主体が、課題や目的を共有し、相互を理解したうえで役割と責任を担いながら協力し合い、対等な立場で公益的な活動に取り組むこと

そして、長期総合計画に基づく「市民の力が活きるまちづくり」を目指すためには、行政だけでなく「市民と市民」または「市民と行政」がお互いの信頼と理解のもと、それぞれの特性や能力を活かしつつ、協力して取り組むことが大切です。

これらの活動を通して、新しい地域コミュニティを形成していくことが市民協働の目標であると考えています。

※4 市民公益活動とは、市民または市民団体などが主体となって継続的・自発的に行う社会貢献活動

* ここでいう「市民」とは、以下のとおりとします。

a. 市民個人

○本市で在住、在勤、在学または市内で活動しているすべての個人

b. 区・自治会

○特定の地域の必要性から生じている団体

(区・自治会、消防団、老人会、PTA、子ども会、自主防災組織など)

c. 市民公益活動団体

○特定のテーマを目的に活動する団体

(NPO、ボランティアグループなど)

d. 企業、民間事業者

○営利を目的とした活動を行う組織や個人（会社、事業所、営業所、店舗、経営者、有資格者など）

○相互扶助を目的とした協同組合、郵政グループなど

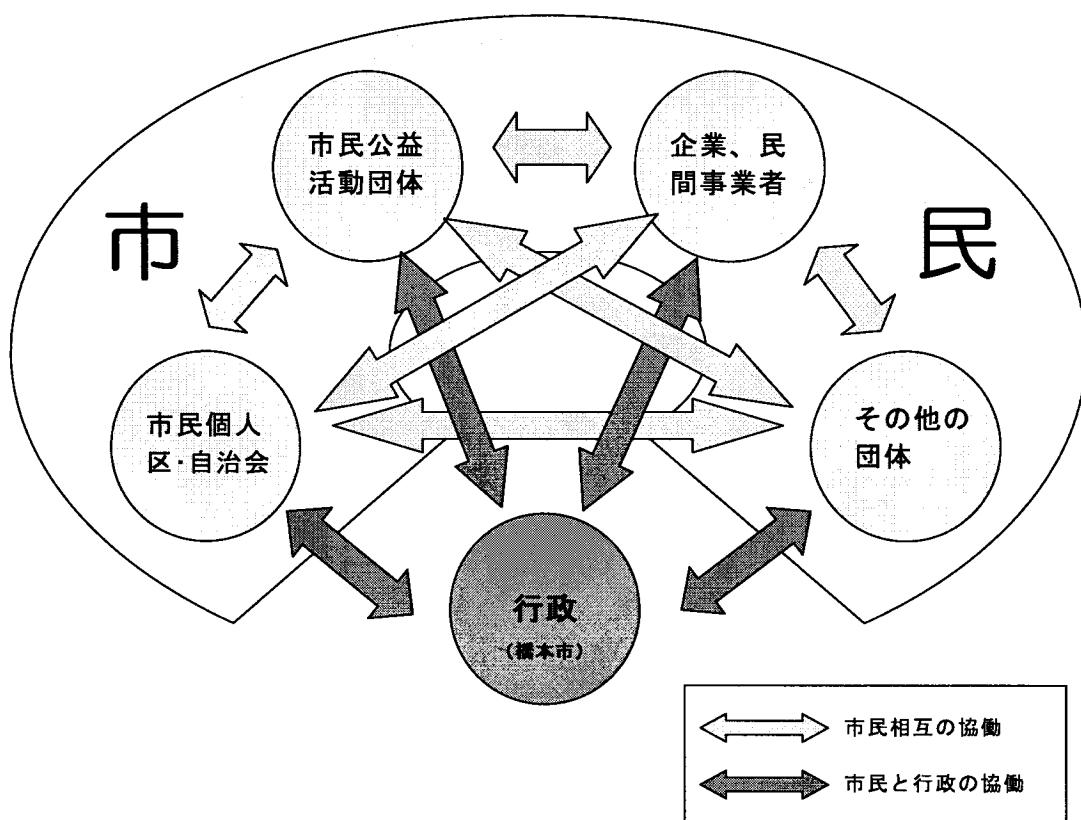
e. その他の団体

○NPO法人以外の公益法人（社団法人、社会福祉法人、学校法人など）、商工会議所、商工会など

○中間的な団体、組織（協議会、連合会、委員会、協会、愛好会、労働組合など）

○市役所関係以外の官公署（国・県の機関、警察機関など）、学校など

協働のイメージ図



①市民相互の協働

公共の利益をより高めるため、市民と市民がお互いの特性を活かし、地域性や違う立場を相互理解して行動することです。個々の団体で実施するより、双方の得意分野で力を発揮することで、効果的な事業を実践することができます。

例) 地域の防犯パトロール、登下校時の街角見守り隊、街路樹の剪定^{せんてい}、道路河川敷の美化清掃、一人暮らしの高齢者への傾聴、豊作祈願の神社まつり、ボランティア体験フェアーなど

②市民と行政の協働（市民協働）

市民と行政が対等な立場に立ち、相互の役割と責任を明確にしたうえで相手の特性を理解し合い、協力しながら地域の課題を解決することです。

企画立案段階では、市民の経験や専門的知識を活かし、より良い企画を立てることが可能になります。また、事業実施段階では区・自治会や市民公益活動団体などの特性を活かし、市民ニーズに即したよりきめ細かい公共サービスを提供することが可能となります。

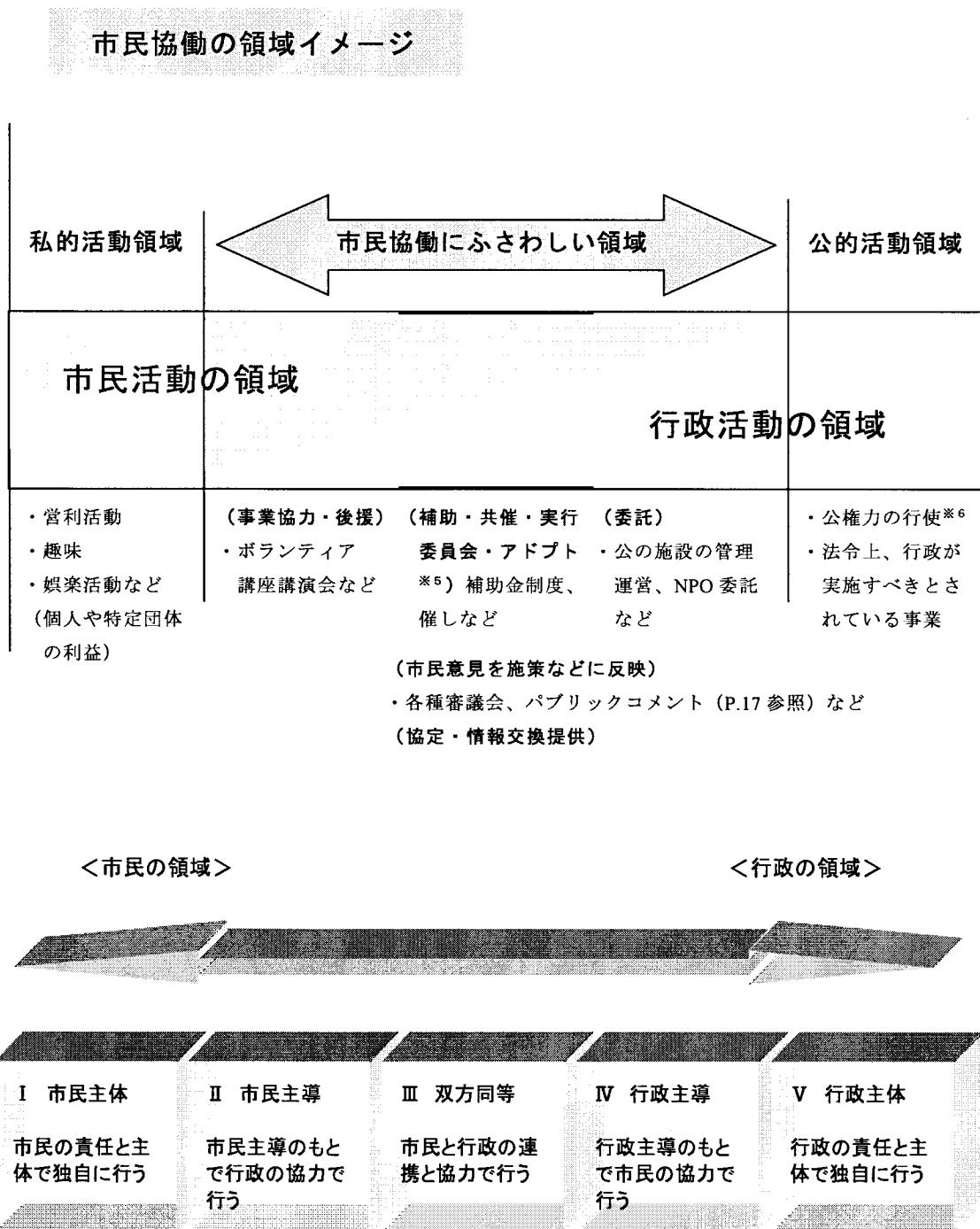
例) 国際親善のホームステイ、子育て支援、介護予防教室、花いっぱい運動、自主防災組織の推進、交通安全の啓発、公共施設の指定管理運営、人権啓発、市民総合体育大会など

「市民相互の協働」と「市民と行政の協働（市民協働）」は、どちらも協働ですが、この指針では行政が果たすべき役割についてを明らかにするため、主として『市民と行政の協働（市民協働）』を中心に記しています。



(2) 市民協働の領域

私たちの社会生活には、市民が主体的に行う活動から行政が行う活動までさまざまな活動領域があります。これらの領域のうち「市民と行政が役割と責任を分担して行なうことが望ましいと思われる公益的な活動領域」が、市民協働にふさわしい領域と考えられます。



*5 アドプト (Adopt) とは、「養子縁組をする」という意味。市が管理する公園や道路、河川、空き地などの公共の場所を子どもに見立て、里親となってくれるボランティアとの間で「養子縁組」をし、自主的に美化活動をしてもらうこと

*6 公権力の行使とは、市税の賦課・徴収や各種許認可など行政が一方的に市民の権利や自由を制限したり、義務や負担を課する業務及び市民に対して強制力を持って執行する業務のこと

(3) 今、なぜ協働が必要なのか

社会状況の変化に伴い「自分たちのまちは自分たちでつくっていこう」とする動きが出てきているように、まちづくりに対する市民意識は徐々に高まってきています。市民一人ひとりではできないことを解決するために市民同士が連携し、解決を図っていく中で、「公共=行政」ではなく、市民と行政の両者がまちづくりの主体として、役割を分担し、ともに公共を担っていくという「新たな公共」という考え方方が生まれてきました。

しかしながら現状では、多様化・高度化する市民ニーズに市民自らの努力や行政だけでは人為的・財政的にも対応が難しくなっていること、市民が求めている公共サービスを提供するには限度があるということも事実です。

そのためには、地域の課題にみんなが関心を持ち、市民と行政が一緒に考え、課題を解決していく仕組みづくり、すなわち「協働のまちづくり」が求められています。

①市民意識の高まり（公益活動への市民参画）

自らの願いや思いを実現しようとする市民や、専門性を發揮しようとするグループが、ボランティア活動や地域奉仕に参加し、これまで以上に生きがいを見いだすようになっています。自立と公益に根ざしたNPOも増え、公共の場に参画したいという市民の意識が高まってきています。

②地方分権への流れ（地方分権一括法の施行）

これまでの中央集権的な仕組みを改め、地方がそれぞれの特色を活かしたまちづくりを進められるよう国と地方の関係が見直されました。これにより、行政は市民と一緒に魅力あるまちづくりを行っていくことが求められています。ともに知恵を出し合い独自性や創造性を發揮し、新しい形の行政運営を行う必要があります。

③市民ニーズの多様化・高度化（行政だけで公共サービスを支えることの限界）

生活様式や価値観の個別化に伴い、市民自らの努力では需要への解決が難しくなっています。また、公平性が求められる行政からの公共サービスだけでは、多様化・高度化する市民ニーズへの対応や市民の満足感を高めることが難しくなってきました。多様な扱い手による柔軟な発想で、いち早く地域の実情に合った新しい公共サービスを提供することが求められています。

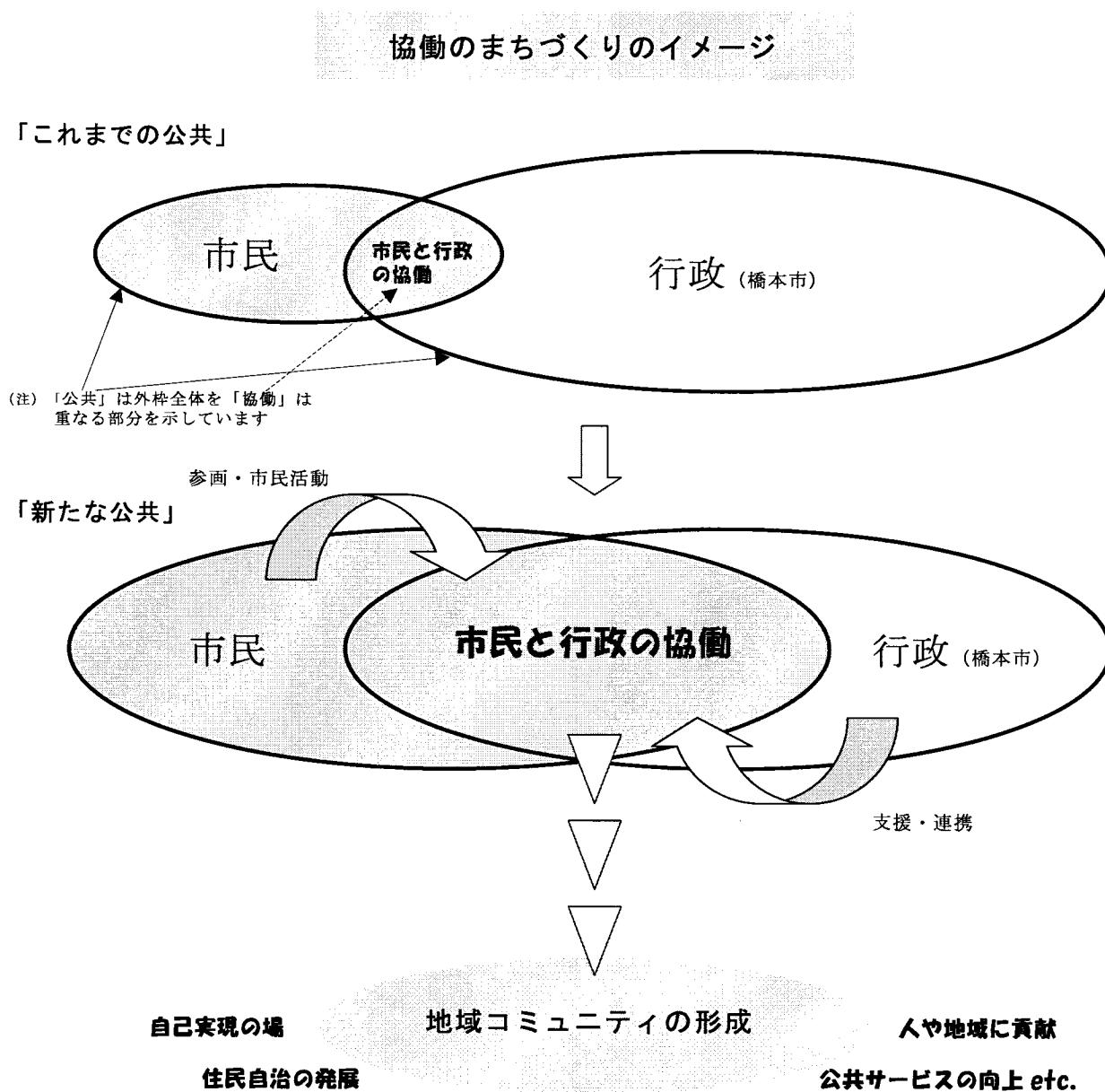
④安心できる暮らしの確保（本市では約5人に一人が高齢者）

悪質商法や物騒な事件に巻き込まれない平和な暮らしをおくるには、それを見守る市民の協力と行政の連携が不可欠です。特に一人暮らしの高齢者や要援護者、妊婦、児童生徒などが安心して生活できるよう、家族のみならず普段からの地域のコミュニケーションが求められています。

⑤行政主導型から協働型へのまちづくり転換（観客型からプレーヤー型へ）

福祉、環境、防災、教育など行政だけでは解決できない課題が数多くあります。生活をおくるのに欠かせない住みよい地域づくりを行うためには、市民と行政の両者が主体となることが効果的です。本市でも「自分たちのまちは自分たちでつくっていこう」という意識や動きが市民と行政双方に強く出てきました。

このように、行政にゆだねられてきた「これまでの公共」という考え方を見直し、市民と行政が、あるいは市民相互で担っていく「新たな公共」を築いていくことが必要です。この「新たな公共」の考え方を基本に、「協働」という手法を用いてお互いの特性を活かしながら協力し、地域の課題に取り組み、より良いまちづくりを行っていくことが「市民の力が活きるまちづくり」といえます。



2. 協働に期待される効果

市民個人や区・自治会、市民公益活動団体など協働に参画する主体は、本来活動目的や特性もそれぞれ異なります。しかし、これらお互いの特性を活かし協働を進めることにより、地域社会へのさまざまな効果が期待できます。

(1) 市民個人のメリット

- ・自発的に市民公益活動に参画することにより、生きがいや自己実現の場を見いだすことができます。
- ・行政だけでは提供することができなかった質の高い公共サービスを受けることが可能となります。
- ・同じ志を持った市民同士の絆が深まり、ネットワークづくりにつながります。

(2) 区・自治会のメリット

- ・地域をあげて課題に取り組むことで、住民自治の意識が高まります。
- ・団塊世代の社会貢献活動など、地域社会における活動の機会が拡大することにより、地域主体のまちづくりが可能となります。
- ・別の主体と連携を図ることで、子どもから高齢者までを含めた地域のセーフティネット^{※7}が強化されます。

(3) 市民公益活動団体のメリット

- ・培ってきた経験や知識を活かすための自己実現の場、新たな活動の機会、実践活動の場が設けられます。
- ・団体の特性を活かし地域社会に貢献することで、活動目的や理念が認知され、活動基盤の安定化や強化拡大が図られます。
- ・行政職員の事務処理や発想に触れることで、行政への理解が深まり、有効な改善策を提案することができます。
- ・行政と協働することは税金を使うことでもあり、目的や活動内容の透明性と説明責任の意識が定着してきます。

(4) 企業、民間事業者及びその他の団体のメリット

- ・専門知識や技術を活かし地域社会に貢献することで、親しみと信頼度があがります。
- ・社会貢献に参画しているという認識から、従業員にとっても活動意欲や向上心が期待されます。
- ・幅広い価値観や視点を持つことで、ビジネスチャンスをつかんだり、経営の形態を多様化できる可能性があります。
- ・これまで以上に人脈や地域資源を活かした事業展開が期待できます。

※7 セーフティネットとは、生活や経済活動において一部の危機が全体に及ばないようにするための安全対策

(5) 行政のメリット

- ・市民と協働することで、今まで見えてこなかった市民ニーズの把握と透明性が確保され、共通認識を持って機動的に施策を展開することができます。
- ・公共サービスは行政だけが担うという考え方を改め、業務を見直す機会となり効率的な財政運営を行うことができます。
- ・役割分担を明確にすることでサービスの効率化、質の向上など、行政改革を図ることができます。
- ・新しい取組方法を導入することで職員の意識改革につながります。

3. 橋本市の協働の現状と課題

(1) 協働の現状

協働は、これまで区・自治会や社会教育関係団体、ボランティアグループなどと行政において、相互扶助の考えのもとに取り組まれてきました。協働への参画は、福祉、環境、防災、教育などさまざまな分野で行われています。

例えば、NPOと連携しながら高齢者向けの筋力トレーニングを行う介護予防教室や、子育ての支援を受けたい者と支援する者を仲介するファミリーサポートセンター事業がわかりやすい協働事業です。

また、主たる活動拠点を本市におくNPOは、平成20年3月末現在で24団体が法人格を取得しており、さまざまな活動が行われています。

■主な協働事例

<平成20年3月現在>

事業名(主担当課)	パートナー	内容
声の広報 (秘書広報課)	ボランティアサークル (テープはしもと)	「広報はしもと」の音声テープを作成し、視覚障がい者に援助
消防団員活動 (消防本部総務課)	消防団	火災発生時の消火活動、地震や風水害などの救助救出活動の訓練を実施し、地域住民を守る
花と緑のリサイクル事業 (生活環境課)	衛生自治会、区・自治会ほか	生ごみを堆肥化し、花や野菜の栽培に利用。地域の美観、将来のゴミ減量化を目指す
げんきらりー教室 (介護高齢課)	NPO法人(長生き夢クリア・橋本クリア)	65歳以上の高齢者を対象に介護予防の筋力トレーニング教室を開催
地域ふれあいサロン事業 (介護高齢課)	社会福祉協議会	住み慣れた地域で気軽に高齢者が集い、ふれあいの輪を広げる生きがいづくり
ファミリーサポートセンター事業 (こども課)	NPO法人(育夢学園)	子育て支援を受けたい者と支援を提供する者の仲介マネジメント

事業名(主担当課)	パートナー	内容
地域子育て支援事業 (こども課)	NPO 法人(橋本おやこ)ほか	親子の交流を通じて子育ての喜びや悩みを分かち合う広場の実施や子育てサークルの育成支援など
母と子の育児相談 (健康課)	母子保健推進員会	安心して妊娠・出産・育児できるよう身近な相談や母子保健事業に協力
HERA-1グランプリ (商工観光課)	紀州へら鮎の里研究会 ほか	ヘラブナ釣りを通じて「へら鮎竿の里・橋本」を全国に発信、竹竿の素晴らしさを伝える
市民農園 (農林振興課)	農家の方、農地を所有する人	自然とふれあい生産の喜びを味わってもらうため市が市民から農地を借り、応募者に開設
コミュニティバスの試行運行 (市民安全課)	コミュニティバス検討委員会、バス事業所	交通空白地域を対象に地域住民が市内公共施設を循環できるようバスを運行
自主防災組織設立推進事業 (市民安全課)	区・自治会	「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を持ち、地域の防災活動に取り組む
人材支援バンク活動推進事業 (生涯学習課)	市民ボランティア(個人)	市民や保護者による幼小中学生への課外指導など住民による多様な生涯学習活動を推進
職場体験学習 (学校教育課)	企業、民間事業所	中学生が市内事業所において2~5日間の職場体験をし、教養を図る
図書館ボランティア (図書館)	市民ボランティア(グループ・個人)	放課後の子どもたちの居場所づくりをはじめ、野外図書館、読み聞かせ、絵本づくり、生け花など
病院ボランティア (市民病院総務課)	市民ボランティア(個人)	病棟一階での外来案内、おしごり巻きのお手伝い、植栽などの庭園美化
廃棄物減量等推進員 (環境事業室)	区・自治会	地域における一般廃棄物(ごみ)の減量化及び資源化並びに適正処理の推進

(2) 協働への課題

- ・区・自治会や老人会、消防団では組織の高齢化が進んでおり、次世代の地域活動への参画や後継者の確保が求められています。
- ・協働事業が行われても十分な効果が得られていない場合があり、市民協働の理念や目標などについて基本的な理解が必要です。
- ・協働の機会が増えているにもかかわらず、効果的に協働するための方向性や協働相手の選定方法などが行政側・市民側双方に確立されていません。

- ・市民公益活動団体は、自己責任による組織化やその運営活動に必要な資金などを自ら確保していくことが必要になります。
- ・市民公益活動団体は、専門知識や技能を持った人材を備えていても、活動拠点や情報交換を行う手段、マネジメント^{※8}環境などの条件整備がされていない状況です。

4. 協働の3原則

市民と行政が円滑かつ効果的に協働していくためには、以下にあげる三つの原則を十分に理解し、常に意識して活動することが大切です。

(1) 自主・自立・対等・補完の原則

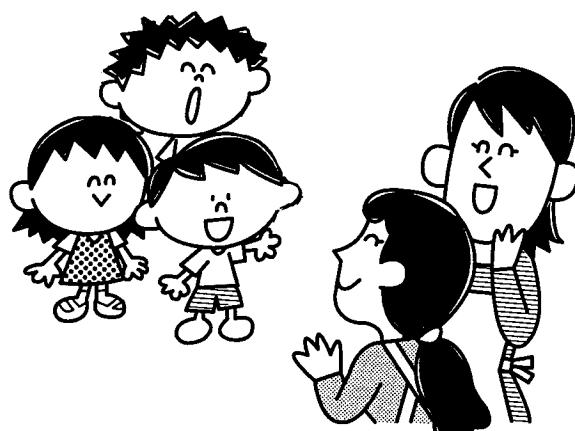
協働するパートナー^{※9}同士は、相互の自主性を尊重し自立してそれぞれの力を発揮し合うとともに、対等な横の関係にありながらお互いの足りないところを補い合い、それぞれの独自性・専門性を高めることです。

(2) 相互理解・目的共有の原則

協働するパートナー同士は、活動の成果を上げるためにお互いの立場や特性を十分に理解し、協働の目的や役割、活動に必要な情報を共有し信頼関係を築くことです。

(3) 公正・公平・公開の原則

協働するパートナーの活動はもとより、パートナーの選定や活動に対する評価において公正・公平な判断を行い、協働の取組が誰にでも理解を得られるよう積極的に情報を公開し、説明責任を果たすことです。



※8 マネジメントとは、人・予算・時間などを最も効率的に用い、組織を維持（経営・管理）、発展させること

※9 パートナーとは、協働を行う相手方のこと

第2章 協働事業の進め方について ～市民と行政が協働を実践するために～

1. 協働事業の導入について

現在、行政が直接行っている事業の中には市民協働で行うことによって、より柔軟で市民ニーズにあった質の高い公共サービスを提供できる場合があります。

長期総合計画に基づく「市民の力が活きるまちづくり」を進めるには、行政主導型の行政運営から協働型の行政運営に移行することが求められています。施策や事業内容を区・自治会や市民公益活動団体などと担っていくことです。

(1) 協働にふさわしい主な事業

①市民が当事者性を發揮できる事業

市民が主体的に活動することで即応的な事業展開が見込める場合

②きめ細かく柔軟なサービスが求められる事業

均質さや公平性より市民が求めるサービスをいち早く提供できる場合

③地域ごとの実情に合わせながら進める事業

行政ではくみ取れない地域の声が配慮される場合

④特定分野において専門性が発揮できる事業

高度な専門知識や技術、経験や独自の人脈を活かせる場合

⑤市民の創意と工夫が活かせる事業

行政では発想しがたいアイデアを事業に盛り込める場合

⑥効率的な財政運営が期待できる事業

限られた財政状況にあっても多様な市民ニーズに対応していく場合

⑦これまで行政が取り組んだことのない先駆的な事業

新しいまちづくりにふさわしい創造性ある施策にチャレンジする場合

(2) 行政が直接行うべき主な業務

- ・公権力の行使
- ・法令上、行政が実施すべきとされている業務
- ・その他、市として行うことが必要とされている事業など

2. 協働事業の形態

市民と行政との協働は、行政における政策形成過程となる事業の企画立案段階から実施段階、さらには事業終了後の評価まで、さまざまな段階での協働があります。その事業形態には、次のようなものがあります。

(1) 企画立案段階の協働

①企画立案・計画策定への参画

新たな施策や計画の立案・策定にあたり、市民の持つ専門的な知識や経験情報などを活かして審議会などに参加してもらうなどパブリックコメントを通じて意見や提案をもらう形態です。

例) 長期総合計画の諮問、都市計画マスタープランの策定委員会など

②事務事業の検証への参画

事務事業の見直しや改善などの分析評価作業に市民が参加して意見や提案をもらう形態です。

例) 小中学校外部評価委員など

(2) 事業実施段階の協働

①事業協力

市民と行政がお互いの特性を活かし、一定期間継続的な関係で協力し合いながら事業を実施する形態です。行政にはない創造性や先駆性が期待でき、きめ細やかな公共サービスの提供が可能となります。

例) 人材支援バンク活動推進事業、健康づくりボランティア、母と子の育儿相談、のびのび教室サポート、声の広報、子ども見守り隊、職場体験学習、病院ボランティア、クリーン大作戦、市民農園など

②後援

市民が実施する事業の公益性を行政が認め、支援するため後援名義の使用許可を行う形態です。これにより事業に対する理解や関心、社会的信頼を増すことが期待できます。

例) 紀の国やっちゃん祭り、ユネスコ世界遺産写真展、人権教育ふれあい事業、ニューイヤーコンサート、伊都橋本母親大会、その他各種イベント、講座・講演会、フォーラムなど

③補助

市民が自主的に行う事業に対して、公益上必要であると認められる場合に行政が財政的な支援を行う形態です。事業の実施主体である市民の自主性、自立性が尊重されます。

例) 国際親善事業、道づくりの原材料支給、集会所の管理運営、人権教育の研究、防犯灯電気料金、交通指導員会の運営、心配ごと相談所の開設、桜まつり、防災資機材の整備など

④共催

市民と行政の双方がともに主催者となって事業を実施する形態です。企画段階から話し合いを重ね、知識・経験や人的ネットワークを持ち寄り、対等な立場で

事業を企画・実施することができます。

例) 花と緑のリサイクル事業、HERA-1グランプリ、消防団員活動、交通安全運動、観光ボランティアガイドの育成など

⑤委託

市民の特性を活かして、従来行政が実施していた事業を市民公益活動団体などが実施する形態です。行政にはない創造性や先駆性が幅広く期待できるとともに、市民の持つきめ細かなサービスの提供が可能となります。

例) 地域ふれあいサロン事業、げんきらりー教室、地域子育て支援センター事業、ファミリーサポートセンター事業、民生委員による暮らしの支援、農業研修講座、総合相談会、コミュニティバスの運行など

⑥協定

市民と行政がお互いの特性を認め合い、最大限の効果を發揮するため役割分担を明確にして相互協力する形態です。いざというときの助け合いや業務を通じてパートナーに改善策を提案することができます。

例) 災害時の物資供給援助、企業誘致、環境保全など

⑦実行委員会

市民と行政が協議会や委員会などの別組織を構成し、主催者となり事業を行う形態です。お互いの役割・責任分担や経費負担が明確になるほか、それを決めるための話し合いをすることで情報の共有化、信頼関係の構築が図られます。

例) 紀の川祭、橋本マラソン、市民健康ひろば、まっせ・はしもと、歩行者天国、子ども冒険村など

⑧アドプト

市民が公共施設の「里親」となり、美化活動や施設の現状を行政へ報告し、行政は保険加入や物品の支給などを行う形態です。市民自治の推進と地域コミュニティの活性化が期待できます。また、市民一人ひとりの美化意識も向上されます。

例) 田原川の美化活動、やどり青少年旅行村周辺の清掃など

⑨情報交換・提供

市民と行政がそれぞれ持つ情報を提供し合い、それを活用する形態です。専門的で高度な情報を得ることができ、地域の課題や市民の声を的確に把握できます。情報共有することでお互いの事業内容を充実させ、幅を広げることができます。

例) 市長への手紙、各種団体との交流会など

3. 協働事業への視点

協働への取組は、これまで行政主導で行ってきた従来の公共サービスの提供とは違う新たな試みのため、特に次の点に注意しながら進めていくことが必要です。

- ①「パートナーの特性を活かせるか」
- ②「サービスの質が高まるか」
- ③「単独で行うよりも効果があるか（相乗効果）」

4. 協働を進めるための役割

協働のまちづくりを進めていくためには、行政だけでなく、それぞれの担い手が役割を果たすことが大切です。

（1）市民個人の役割

- ・市民公益活動、社会貢献活動への参加

自分の持つ知識や能力を、市民公益活動やボランティア活動などの社会貢献活動に活かすことが大切です。

- ・地域活動への参加

地域社会の一員として、地域に関心を持ち、自らが地域づくりの担い手であることを自覚するとともに、自分の住む地域の連携を図り、自治会活動などに積極的に参加することが大切です。

（2）区・自治会の役割

- ・地域の中での組織づくり

市民の一番身近な生活の場として区・自治会は防災、防犯、環境など日常のあらゆる分野において、重要な役割を担っているため、さらなる組織の強化、連携が大切です。

- ・住民同士の親睦

少子高齢化や娯楽の多様化で、地域の行事が次第に失われつつあります。住民が参加できる催しを開催し、ネットワークづくりとなる地域住民同士が親睦できる機会を提供することが大切です。

- ・地域の課題解決

多様化・複雑化する市民ニーズや地域の課題に対して従来の公共サービスだけでは対応が難しくなってきています。今後は地域の課題について自ら考え行動し、解決していくことが大切です。

（3）市民公益活動団体の役割

- ・専門的知識や情報の活用

自らが持っている専門的知識や技術、情報、経験をさまざまな機会に活用することが大切です。

- ・参加の機会づくり

自らの活動情報を積極的に発信しながら、市民に生きがいや活動の場を広く提供することが大切です。市民の意識には機会があれば市民活動に参画しようとの思いがあり、こうした思いが現実の行動に移せるような出会いの場や呼びかけが求められます。

- ・活動の強化拡大

いろいろな催しに参加したり、他団体とのネットワークを築きながら、自らの活動を強化拡大していくことが大切です。

(4) 企業、民間事業者及びその他の団体の役割

- ・まちづくりへの参画

これからは企業や事業者も地域社会の構成員として、多様な担い手と交流連携を図るなど、積極的にまちづくりに参画していくことが大切です。

- ・社会貢献活動のための環境づくり

ボランティア休暇の整備など、従業員が社会貢献活動しやすい環境を整備することが大切です。

- ・地域活動への支援

区・自治会との地域活動や市民団体の活動に対して、人的な支援のほか、持っている知識や技術などを提供し、活動を支援することが大切です。

- ・情報収集や伝達

まちづくりに関する各種イベントや行政が開催する説明会などに参加し、まちの情報を収集することや公益的な地域活動に関する情報を地域に知らせることが大切です。

(5) 行政の役割

- ・協働事業の情報集約、発信

まちの状況を的確に把握し、事業計画や進捗状況を情報発信し、市民と行政がそれぞれ所有する情報を相互提供し共有します。また、行政内部の連携をこれまで以上に図ります。

- ・職員の協働意識の高揚

公共や公益を担うのは行政だけではなく、それらは市民との協働の上に成り立つという協働意識の高揚に努めます。各種研修会などの学習の場を通じ、必要な知識を習得します。

- ・生涯学習活動における取組

幅広い年齢層の市民が、社会教育活動や学校教育活動で学んだことを活かす場づくりを提供します。また、次世代を担う子どもたちにも市民公益活動に興味を持てる事業や体験学習を実施します。

・協働推進システムの充実

協働によるまちづくりに係る条例や制度を設けるとともに協働に対する理解と実践の意識を浸透させていくため、可能な機会を通じて協働事業の啓発をしていきます。また、協働推進体制にふさわしい機構の見直しを行います。

・地域リーダーの養成

市民公益活動の環境づくりやきっかけづくりに参画し、市民と行政の橋渡しや地域の組織強化の先導役となりうるリーダーの養成に努めます。

5. 協働への実務

協働の実施に向け、行政主導型から協働型へ運営方法を転換するには、以下の諸準備が必要と考えられます。

(1) 既存事業の見直し

現在、行政が取り組んでいるさまざまな事業を整理集約し、事業計画・展開の段階で協働が可能な事業、あるいは協働がふさわしい部分を選定することが求められます。

(2) 選定方法の検討

協働事業の実施にあたっては、行政が単独で行うよりも市民と連携協力することにより、相乗効果が高まる公益的かつ社会貢献的な事業を選定しなければなりません。

また、業務委託や事業費補助など公費の投入を伴う協働事業については、原則としてすべて明確な基準のもとで市民を選考し、透明性と公益性を確保する必要があります。

(3) 契約システムの研究

協働事業を行うにあたって行政と市民が取り交わす「委託契約」は、これまで行政が事業主体であり、市民は事業を実施するものの権利や主体性が限られていました。

このような形態を客観的に見直し、市民と行政の主体性、権利、責任などを明らかにし「協働の3原則」に基づいた協働事業の契約について研究する必要があります。

(4) 広報紙、ホームページへの掲載

本市の広報紙やホームページへ協働に関する取組や課題など、庁内の情報を提供して協働意識の高揚に努めることが必要です。

第3章 具体的な推進施策について

～市民に開かれたまちづくりに向けて～

1. パブリックコメント制度の活用

パブリックコメントとは、行政の重要施策や計画を策定する場合に施策などの素案や内容などを公表し、広く市民から意見や情報を求めるものです。平成17年6月に改正された行政手続法では、意見公募手続に関することが新たに盛り込まれました。この法の趣旨に則り、地方公共団体にも市民意見公募制度の導入が求められ、本市においても平成19年12月に施行されました。

市民の意見などに対する市の考え方を明らかにするとともに、有益な意見などは施策に反映し、本市としての意思決定を行うもので、この制度を積極的に活用したいと考えます。

2. 市民提案公募型事業の導入の検討

行政が事業内容を骨格的なものにとどめ、市民がその細部を検討し行政に提案していくことで、事業の計画段階から協働していく事業委託の手法であり、先駆性・創造性あるアイデアを活かしていくことが可能となります。

3. 公募型補助金制度の創設の検討

市民が求める市民参画型の公益活動や、協働事業にふさわしい補助金制度の創設を検討します。

また、新しい地域コミュニティの形成を目指し、長期的な財政計画についても調査、研究を行います。

4. 指定管理者制度の活用

地方自治法の改正により、指定管理者制度が導入され、公共施設の管理を外部にゆだねるとき、従来の団体・公共的団体などに加え民間事業者や市民公益活動団体なども管理を行うことができるようになりました。特に市民公益活動団体との協働を推進する視点で考えた場合、制度の趣旨に沿いながら、その団体の持つ特性や専門性を活かし、施設を管理運営することができます。

例えば、市民活動センターの管理運営をゆだねているところもありますが、それはパートナーである市民公益活動団体の特性を活かすことにより、その施設の機能をより発揮させ、公共サービスの向上を期待して行うものです。

5. 市民公益活動の基盤づくり

協働によるまちづくりを目指し、市民公益活動をより活発化させていくためには、市民公益活動に関する社会的な基盤づくりを行っていく必要があります。そのためには、行政だけでなく多様な担い手が市民公益活動に対する関心を高め、それぞれが協力しながら市民公益活動を支えていく仕組みを整えていくことが求められています。

(1) 市民公益活動の啓発

市民公益活動への関心を高め、その実践に結びつけるための啓発に努めるとともに、参加しやすい環境やきっかけをつくる必要があります。

- ・地域の課題に目を向けた啓発
- ・ボランティア休暇の導入や市民公益活動保険への加入
- ・活動に参加しやすい環境づくり
- ・入門講座や体験学習などのきっかけづくり

(2) 情報の収集と提供

市民公益活動に関するさまざまな情報を収集し、多様な手段によって幅広く提供していく必要があります。

- ・活動支援の助成金や交流の場の提供、団体の運営方法などの情報
- ・チラシや広報紙、ホームページ、電子メール、^{くち}口コミなどの活用
- ・地域を越えた情報のネットワーク化や一元化を図り、分かりやすい情報の提供

(3) 人材の育成

協働を円滑に進めていくには、市民公益活動を担う人材だけではなく、それらをマネジメントしていく人材の育成に努めていく必要があります。

- ・組織の管理（財務、総務、労務など）と運営（事業計画、リスク^{*10}管理、広報、資金調達など）を担う人材の育成
- ・活動の中心的役割を担うリーダーや活動を行うもの同士を結ぶコーディネーター^{*11}の育成
- ・団塊世代の活用や人的交流を通して、活動の担い手として期待される人材の発掘

(4) 資金確保への支援

市民公益活動団体の運営は、会費や寄付金・事業収入などにより資金面においての自立も求められることから、社会全体で市民公益活動を支える仕組みを構築していく必要があります。

*10 リスクとは、危険や損失が生じる可能性

*11 コーディネーターとは、物事を調整しまとめる役目の人

- ・助成金制度の情報提供や斡旋
- ・資金を求めている人と提供したい人とのコーディネート
- ・市民公益活動団体の立ち上げ期や一時的に資金が必要な場合の補助金制度についての検討

(5) 活動の拠点づくり

市民公益活動の活性化や協働を推進していくためには、それらを総合的に進める拠点を整備する必要があります。会議や作業の場として気軽に利用できる地域の活動拠点の整備など、区・自治会と連携を図ることで、より一層の活性化や協働の推進を図っていくものです。

- ・市民公益活動団体の協働関係を総合的に進める市民活動センターなどの交流の場の整備
- ・利用できる公共施設情報の一元化と手続きの簡素化
- ・使用料金の営利加算を見直し、減免基準などの利用ルールの統一化

(6) ネットワークの促進

市民公益活動団体同士をはじめ、企業・民間事業者なども含めた多様な担い手が交流し、日頃から信頼関係を築いていくような仕組みづくりが必要です。

- ・テーマ型組織（NPOやボランティアグループなど）と地縁型組織（区・自治会など）同士の交流促進
- ・多様な担い手が交流し、信頼関係を築いていくような仕組みの構築
- ・中間支援組織^{*12}との連携

6. 評価方法の検討

事業実施後は、協働による効果があったのかを評価する必要があります。

協働事業の評価方法は、市民と行政がともに行う相互評価と第3者が行う外部評価が考えられ、違った視点で多面的に行うことです。協働はパートナー同士の関係だけでなく、むしろ事業の目的である公共サービスの受益者である市民の存在を忘れてはなりません。協働事業の信頼性を高め、透明性を確保するためにも市民、行政、第3者による評価を行い、その内容を公開することが重要です。

ただし、評価の手法、評価者の育成などは十分検討する必要があります。その評価により、事業内容やパートナーの見直しなどを検討し、次の協働事業への企画・実施に活かすことが大切です。

*12 中間支援組織とは、市民と行政の間にたってさまざまな活動を支援する組織のこと

7. 協働推進体制の構築

協働によるまちづくりを推進していくには、市民はもちろんのこと、行政職員の協働に対する十分な理解と取組が必要になります。より効果的に市民公益活動の支援や協働を進めるためには、主管課の機能充実や庁内の横断的な連絡体制の強化など、組織の充実を行うとともに職員の意識啓発を図っていく必要があります。

(1) 全庁的な推進体制づくり

市民と行政の協働はすでに本市でもさまざまな分野で展開されており、今後、一層広がることが予想されます。市民のための公益活動を協働の視点で実現していくためにも、担当窓口（総務部市民安全課）を中心に機能の充実を図ります。さらに、協働に係わる各部局をネットワーク化し、お互いの情報を共有し連携を図ります。担当分野を越えた課題への対応など、協働推進を全庁的に進める体制を整える必要があります。

また、職員は本指針の趣旨や方向性を的確に理解し、実践していくことが求められることから、職員研修や人材交流を通した意識改革が必要です。公共サービスの提供は行政だけが行うものと考えるのではなく、市民との協働により役割分担して行うという考え方を全職員が理解し、自らの業務の中にも協働の可能性を見つけ出せるよう、意識改革に努めます。

(2) 協働推進員の設置

職員への協働意識の浸透を図るため協働事業を推進していくサポート役として庁内各課に協働推進員を設置します。キーパーソン（仕掛け人）として複合的な連絡調整を行い、事業の進捗に努めます。また、協働パートナーの研究や研修内容の計画など、庁内の横断的な連携を図ります。

(3) 庁外組織との連携

- ・今後、本指針に基づいて展開される施策などについて幅広い立場から意見を求めるよう、市民と懇談会を持っていく必要があります。
- ・市民が行政とふれあう機会の拡大、市民公益活動を行う市民と協働に関する研究会・学習会の設置に努めます。
- ・市民公益活動や行政に関する情報提供など、協働に関する相談や斡旋を行うための総合窓口機能の整備に努めます。

第4章 新たな市民協働について ～市民の力が活きるまちづくりへ～

1. 新たな一步を踏み出すために

新たな一步を踏み出すためには、私たちがこれまで培ってきたことを糧にして、これからもチャレンジしていくことです。それには市民同士が支え合い協力し合う「市民相互の協働」と、市民と行政が力を合わせて住み良いまちづくりを推進する「市民と行政の協働（市民協働）」の実践に目を向けることです。

また、これらの実践は、都市化とともに人とひととのつながりが希薄化した地域環境を、私たちの市民力（協働）で再生することでもあります。

市民一人ひとりと行政がそれぞれの持つ得意な力を発揮し「市民の力が活きるまち」の実現に向け、まちづくりの輪を広げていきましょう。

(1) 新しい市民協働の推進

本市のこれから市民協働では「協働の3原則」に基づいてその協働関係を深めながら、まちづくりの輪を広げることを念頭に市民と行政が新たな役割を担う必要があります。

協働する市民は、公共サービスの提供者や企画提案者になることにより、行政と対等な立場でまちづくりを進めることができます。

一方、協働する行政は、職員一人ひとりの意識改革と情報の共有・人材の育成など、市民へのサポートに努めながら、まちづくり推進のための総合的なコーディネーターとしての役割を担う必要があります。

(2) 市民相互の協働の推進

地域の身近な課題を解決するためには、行政が提供する画一化した公共サービスよりも、区・自治会など地域のさまざまな主体が協働することで、地域ニーズに即した効果的な解決策の提案・実行が期待されます。こうした「自分たちの地域は、自分たちの力で良くする」という市民相互の協働も進めていくことが必要です。また、課題によっては複数の地域が連携して取り組むことも必要です。

(3) 相互尊重の再確認

市民と行政はお互いのその特性を尊重し、協働を通じてサービスの質が高まるよう努めなければなりません。受益者である市民にとって、それが単独で事業を行うよりも相乗効果が期待される協働の仕組みづくりが必要です。

2. ウィンウィン^{*13}な関係を

協働の健全さは、協働するパートナーと双赢の関係になり発展していくことです。総論から各論までの市民・地域ニーズをしっかりと調査研究し、双方が公共サービスの提供者となれるよう、それを実践することが必要と考えます。

また、パートナー同士は、まちづくりに参画する経験を通して、自らのスキルアップ^{*14}にも役立ててほしいと考えています。

3. 新しい地域コミュニティの形成へ

本市の歴史と文化の中で育まれた先人たちのまちづくりへの見識をしっかりと受け継ぎ、人とひととの絆・縁・つながりのある新しい地域コミュニティを形成する必要があります。

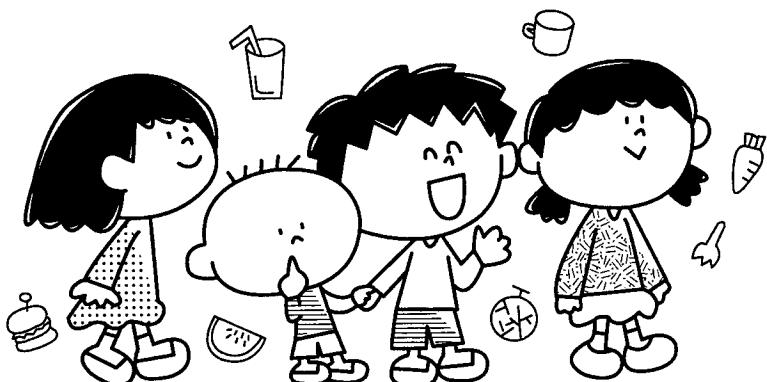
(1) 市民協働のルールづくり

第一歩は、本市独自の市民協働による、新「橋本市」にふさわしいまちづくりの仕組みをつくることです。地域資源を活かした「新たな公共」を効果的に推進するための新しいルールづくりが必要と考えます。

(2) 市民協働の定着化のために

市民と行政が協働についての共通認識を持つための基本理念を整備することが必要です。

さらには「市民と行政の協働によるまちづくり」の基本姿勢を明らかにするとともに、積極的な啓発活動や情報提供などに取り組むことが必要と考えます。



*13 ウィンウィンとは、お互いがうまくいくこと、どちらにとっても有益なこと

*14 スキルアップとは、技能や能力を向上させること

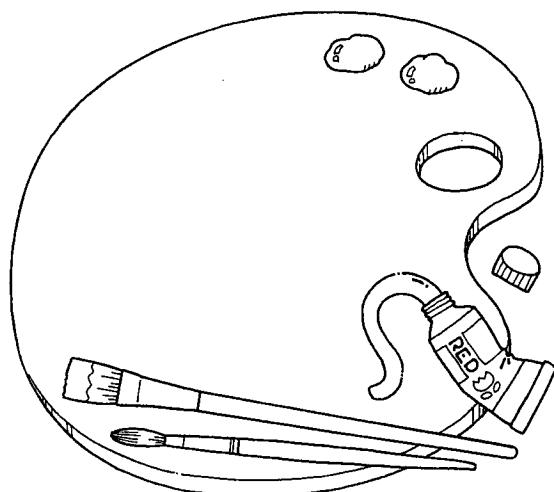
■ おわりに

本指針により、市民と行政との協働を推進するには「協働の3原則」に基づいた効果的な施策が実施できるよう取り組んでいかなければなりません。

それには、時代とともに変化する行政需要や「新たな公共」のあり方を研究し、協働という手法をまちづくりに活かした「橋本市らしい地域コミュニティの形成」を目指すことです。

そのためには、市民と行政がお互いに地域社会の一員としての自覚を持ち、ともに目的共有や課題解決に取り組む協力関係を築くことが大切です。

橋本市民の皆さんと橋本市に関係するすべての皆さんで“協働の輪”を広げていきましょう。



「協働」を花壇づくりに例えるなら、本指針は「土づくり」です。そこにどんな種をまき、あるいは苗を植えるのか。花の種類や色などのデザインを決めるところからはじまり「協働」の花壇にいろいろな花を咲かせたいと思っています。

資料

○橋本市協働の基本指針 策定経過

日 程		内 容
平成19年	4月より	関係部署における協働事業に対するヒアリング調査
	6月 7日（木）	橋本市協働の指針策定検討会 発足
	6月 28日（木）	第1回橋本市協働の指針策定検討会 ・設置要項について ・指針づくりの目的と協働について 他
	8月 7日（火）	第2回橋本市協働の指針策定検討会 ・協働指針づくりについて ・グループ編成 他
	9月 20日（木）	第3回橋本市協働の指針策定検討会 ・協働の基本指針（素案）について 他
	10月 17日（水）	第4回橋本市協働の指針策定検討会 ・協働の基本指針（素案）について ・市民活動団体への意見聴取について 他
	11月 14日（水） ～H20. 1月下旬	市民活動団体（区・自治会含む）への基本指針（素案）の事前説明会
	12月 1日（土） ～12月 21日（金）	パブリックコメントの募集
平成20年	1月 17日（木） ～2月 4日（月）	各所属長への意見聴取
	2月 19日（火）	第5回橋本市協働の指針策定検討会 ・パブリックコメントの報告 ・協働の基本指針（素案）について 他
	2月 28日（木）	「橋本市協働の基本指針（案）」完成
	3月 24日（月）	「橋本市協働の基本指針」 策定

○橋本市協働の指針策定検討会 設置要項

(目的)

第1条 協働のあり方について基本的な考え方、及び施策の方向性を示す市民・市民団体・自治会・NPO等と行政との協働の指針の策定について検討し、推進するため、橋本市協働の指針策定検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次の各号に掲げる事項について、調査及び研究を行う。

- (1) 協働の指針について
- (2) 協働推進システムの構築について

(設置期間)

第3条 検討会の設置期間は、平成19年6月7日から第1条に規定する設置目的が達成されたときまでとする。

(組織)

第4条 検討会は、20名以内で構成する。

- 2 検討会のメンバーは、職員のうちから選定する。
- 3 検討会にグループを置く。
- 4 グループにリーダー及びサブリーダーを置く。
- 5 リーダーは、グループを総括する。
- 6 サブリーダーはリーダーを補佐し、リーダーに事故あるときはその職務を代行する。

(関連部課等の協力)

第5条 検討会は調査及び検討を行うにあたり、関係する部課等は、検討会の目的の達成のために積極的に協力するものとする。

(報告及び検討会の解散)

第6条 検討会の検討が終了したときは、その成果を速やかに市長に報告するものとする。

- 2 前項の報告により目的が達成されたとき、当該検討会は解散するものとする。

(進行)

第7条 検討会の進行は、総務部市民安全課がこれにあたる。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要項は、平成19年6月7日から施行する。

(この要項の失効)

- 2 この要項は、第6条第2項に規定する検討会が解散した日をもって、その効力を失う。

○ 橋本市協働の指針策定検討会 名簿

平成 19年 6月設立

所 属		氏 名
企画部	企画経営室	池之内 正行
総務部	総務課	高田 候男
総務部	財政課	井上 稔章
市民部	人権推進室	田中 博之
市民部	生活環境課	森中 寛仁
健康福祉部	介護高齢課	北岡 慶久
健康福祉部	福祉課	吉田 幸司
健康福祉部	健康課	瓜生 珠恵
健康福祉部	こども課	阪口 依子
経済部	農林振興課	中谷 陽介
経済部	商工観光課	中峯 伸行
建設部	建設課	歌 夏子
建設部	都市計画課	栄迫 仁志
教育委員会	学校教育課	辻脇 昌義
教育委員会	生涯学習課	伊藤 一恵

順不同敬称略

<事務局> 総務部市民安全課市民協働係